

令和3年定例第2回市議会会議録(第1日)

令和3年6月15日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	瀬口	健
3番	村上	義徳	11番	壇	康夫
4番	奥	由美子	12番	中尾	眞智子
5番	吉原	政宏	13番	中島	一博
6番	末吉	達二郎	14番	宮本	五市
7番	古賀	義教	15番	牛嶋	利三
8番	前原	武美	16番	荒巻	隆伸

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	宋由美子
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	秘書広報課長	久保井千代
副市長	宮寄敬介	健康づくり課長	田中聡美
教育長	待鳥博人	福祉事務所長	末吉建
監査委員	平井常雄	学校教育課長	北嶋淳一郎
総務部長	西山俊英	環境衛生課長	松尾和久
保健福祉部長	松尾博	農林水産課長	宮崎眞一
市民部長 兼市民課長	盛田勝徳	商工観光課長	猿本邦博
環境経済部長	坂田良二	上下水道課長	甲斐田裕士
建設都市部長	松尾武喜	エネルギー政策課長	古田稔
総務課長	栴嶋晋治	社会教育課長	山田利長
財政課長	大坪康春	農林水産課農政 係農政担当係長	姉川秀樹
企画振興課長	木村勝幸	学校教育課長補 佐兼学校教育係 学務担当係長	松尾剛

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 請願付託の報告について
- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明

- (7) 報告第1号 令和2年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- (8) 報告第2号 令和2年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- (9) 報告第3号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について
- (10) 報告第4号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について
- (11) 議案第27号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第28号 有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法の変更及び有明生活環境施設組合同規約の変更について
- (13) 議案第29号 財産の取得について
- (14) 議案第30号 財産の取得について
- (15) 議案第31号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第3号）

午前9時30分 開会

○議長（荒巻隆伸君）

皆さんおはようございます。ただいまから令和3年定例第2回市議会を開会してまいります。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、表彰の伝達を行います。

第97回全国市議会議長会定期総会におきまして、牛嶋利三議員が議員通算20年の功績により全国市議会議長会より特別表彰の栄に浴されましたので、ここで表彰状の伝達を行います。

牛嶋議員は演壇にお願いいたします。

〔表彰状伝達〕

表 彰 状

みやま市 牛 嶋 利 三 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第97回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和3年5月26日

どうもおめでとうございます。（拍手）

このたびの受賞、誠におめでとうございます。

牛嶋議員におかれましては、合併前の旧山川町議会議員、そして合併後のみやま市議会議員、合わせますと26年の長きにわたり、議員、あるいは議長として町政や市政発展のために御活躍いただきましたことに深く感謝を申し上げます。このたびの受賞を契機とされまして、コロナ禍の中ではありますが、お互い健康に留意しながら市政発展のために努力をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたしておきます。

本日は誠におめでとうございます。（拍手）

○15番（牛嶋利三君）

改めまして、皆さんおはようございます。一言だけですね、皆さんに今日の榮譽に対してのお礼の言葉を申し上げさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、今日からいよいよ本市の市議会第2回定例会、25日まで、開会してまいるわけですが、今回は一般質問等々も、このコロナ禍の中というようなことで皆さんから大変心遣いいただく中で、5名の皆さんに一般質問いただくという、極めて貴重な時間をいただいている御挨拶をさせていただいております。

今回、先ほど来、荒巻議長さんのほうから伝達いただいております、この全国市議会議長会からの総会における受賞をいただいたわけですが、本当に旧山川町議会から3期12年、そして平成19年1月29日ですかね、福岡県下28番目の市として新市みやま市が誕生したわけですが、それ以来今日まで、先輩諸氏の議員さんも含め、本日迎えました先生方諸氏、長い間、牛嶋利三に対する愛情をいただきましてありがとうございます。そのような中で、本日のこの栄えある賞を受賞させていただいたと、本当にうれしく感じているところでございます。

このコロナ禍の中というようなことで、この貴重な時間をいただいている挨拶をさせていただいております。多くは皆さんに対する私の気持ちを伝えることができません。本当に意を尽くせませんけれども、今までの皆さん方、いただいたこの愛情に対して、そしてまた、今からも、議会は当然のことですが、みやま市の発展に、皆さんとともに一丸となって、さらに力強く前へ進めさせていただく、そのような思いでありますので、今後とも、ひ

とつよろしく願いしておきます。

本当に本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（荒巻隆伸君）

以上をもちまして表彰伝達を終わります。

日程第1 会期の決定について

○議長（荒巻隆伸君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めます。前原議会運営委員会委員長をお願いします。

○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和3年定例第2回市議会の運営につきまして、6月4日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告を申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、請願1件、報告4件、議案4件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日6月15日から6月25日までの11日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方、よろしくをお願いします。

第4に、審議方法について申し上げます。

請願第1号につきましては、総務常任委員会に付託といたします。

議案第27号、議案第29号及び議案第30号の3件につきましては、総務常任委員会付託、議案第28号につきましては産業建設常任委員会付託とし、議案第31号につきましては全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月25日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月25日までの11日間に決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（荒巻隆伸君）

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして11番壇康夫議員、12番中尾眞智子議員、兩名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（荒巻隆伸君）

日程第3．監査報告について。

監査委員の報告を求めます。平井監査委員お願いします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めておはようございます。それでは、例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告を申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、令和3年1月分を2月26日、2月分を3月25日、3月分を4月26日に実施をいたしました。

その検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項、また指摘事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

以上、御報告を終わります。

日程第4 請願付託の報告について

○議長（荒巻隆伸君）

日程第4．請願付託の報告について。

請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について、紹介議員の説明を求めます。9番上津原博議員。

○9番（上津原 博君）

改めまして、皆さんおはようございます。今回、請願を提出した9番議員、上津原でございます。内容につきましては、地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願でございます。

まずもって、新型コロナウイルスに関連する職員の皆さんの日夜の奮闘に心より感謝を申し上げます。市民の安心した生活がいち早く取り戻せるよう心より祈念申し上げたいというふうに思います。

今回の意見書についても、今日、昨年度からあります新型コロナウイルスの関係で、市の財政も含めて、かなり多くの財政が投入されているというふうに思います。

しかし、この分についても、国や県の補助なしには、なかなかできない事業等もあったかというふうに思います。

さらに、この状況の中で、市の一般財源を含めて収入がなかなか増額が見込めないという状況もあるというふうに思います。やはりみやま市の財政、これはみやま市に限ったことではありませんけれども、かなり収入が逼迫しているという状況もあるというふうに思います。

事業を進める上でも依存財源に頼らざるを得ないような事業が多くなっているというふうに思いますので、国に対しまして、各地方自治体がきっちりと市民の安心・安全含めて十分な暮らしができるような財源も確保していただきながら、きっちりとした地方の業務運営が速やかにできるような財源配分含めて求める国に対する意見書でございます。

何とぞ議員の皆さんの御理解を得ながら、この意見書をぜひとも採択していただき、国に対して意見書を提出していただきたいという内容の請願でございます。よろしく取り計らいのほどお願いいたします。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

請願第1号は総務常任委員会に付託をいたします。

請願第2号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択については、請願者より取下げの申出があり、これを許可しておりますので、承知おき願います。

日程第5 議案一括上程

○議長（荒巻隆伸君）

日程第5. 議案の一括上程を行います。

報告第1号から第4号までの4件、議案第27号から第31号までの5件を一括議題といたします。

日程第6 提案理由説明

○議長（荒巻隆伸君）

日程第6. 市長の提案理由説明を求めます。松嶋市長よろしく申し上げます。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

皆様、改めましておはようございます。本日ここに、令和3年第2回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙な中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、先ほど全国市議会議長会からの特別表彰を受けられました牛嶋議員さんにおかれましては、誠におめでとうございます。今後も、市政の発展ために御尽力いただくことを切にお願いいたしまして、私からもお祝いを申し上げたいと思います。本当におめでとうございます。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております報告第1号 令和2年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、議案第31号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第3号）までの9件でございます。

まず、報告第1号 令和2年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告につきましては、総合市民センター建設事業における継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により継続費の繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

次に、報告第2号 令和2年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、令和2年度の一般会計について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費の繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

次に、報告第3号及び報告第4号につきましては、本市が出資する株式会社道の駅みやま及びみやまスマートエネルギー株式会社の令和2年度経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次に、議案第27号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、

条例を改正するものでございます。

次に、議案第28号 有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法の変更及び有明生活環境施設組合同規約の変更につきましては、有明生活環境施設組合の新ごみ焼却施設が稼働を開始することに伴い、同組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法について組合同規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第29号及び議案第30号につきましては、みやま市消防団に配備する消防車両及び消防署南部出張所に配備する救急車両の購入に当たり、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第31号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第3号）につきましては、本年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として支援を行います、がまだす・みやま全力応援事業・第12弾といたしまして、プレミアム付商品券事業、テイクアウト支援事業などの補助や教育・文化施設の感染防止対策事業などについて予算を追加いたしております。

また、統合小学校の開校に向け、管理棟などの解体工事費及び駐車場整備工事を追加いたしております。なお、各議案等の詳細につきましては、後ほど、担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上が、今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第7 報告第1号

○議長（荒巻隆伸君）

続きまして、日程第7. 報告第1号 令和2年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。西山総務部長お願いします。はい、どうぞ。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様、改めましておはようございます。報告第1号 令和2年度みやま市一般会計継続費

繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本件は、仮称みやま市総合市民センター建設事業における継続費の年割額に基づいて、別紙、継続費繰越計算書のとおり令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会に報告するものでございます。

令和元年度から令和4年度の4か年で事業完成予定の仮称みやま市総合市民センターにつきまして、令和2年度の決算見込みに応じて残額を調整し、令和3年度へ繰り越すものでございます。また、その財源につきまして説明いたしております。

以上、報告第1号 令和2年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について説明を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。

質疑に当たっては、会議規則第55条の規定のとおり全て簡潔明瞭に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

本件につきましては、質疑の通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第1号 令和2年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第8 報告第2号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第8. 報告第2号 令和2年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

報告第2号 令和2年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和2年度の補正予算で議決いただきました繰越明許費補正に基づき、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする国の補正

予算に伴い追加いたしました事業や、令和2年7月豪雨における災害復旧事業、また、計画に関する諸条件等で年度内に完成できなかった事業など、全34件の繰越明許費につきまして、繰越計算書の翌年度繰越額のとおり、本年度に繰り越して執行するものでございます。

また、その財源につきましても事業ごとに説明いたしております。

なお、9款1項、消防費の感染防止対策救急資材購入事業につきましては、令和3年3月議会の時点では繰り越すこととしておりましたが、令和2年度内の納品が可能となったため、繰越不要としたものでございます。

以上、報告第2号 令和2年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして説明を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。本件につきましては質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第2号 令和2年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第9 報告第3号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第9、報告第3号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について説明を求めます。坂田環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、報告第3号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について御説明を申し上げます。

道の駅みやまの指定管理者であります株式会社道の駅みやまにつきまして、本市が資本金の80%を出資いたしております。その経営状況を地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものでございます。

まず、資料1ページ、令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書の②の販売状況等についてでございます。

令和2年度実績は、アの販売受託品が902,266千円、イの仕入れ商品が83,772千円、ウの販売合計で986,038千円と前年度と比較いたしまして10,411千円の減、率にいたしますと1%のマイナスとなっております。

また、購入客数でございますが、販売合計のところでは57万7,000人となり、前年度と比較いたしますと5万4,000人の減、8.6%のマイナスでございます。新型コロナウイルス感染拡大によりますゴールデンウィーク期間の臨時休業、また、計画いたしておりましたイベントの中止が影響いたしているというふうと考えております。

また、令和3年度の計画でございますが、感染拡大の影響が緩和されることを見込みまして、ウの販売合計のところでございますが、販売金額が2.1%増の1,007,000千円、購入客数を前年度比8.9%増の62万9,000人の計画でございます。

続きまして、2ページ、4のその他、①令和2年度の運営における主な状況についてであります。

アで新型コロナウイルスの感染対策による臨時休業や入場制限を行ったこと、また、イで来店者数は減少となりましたが、全体的な売上げは、ほぼ前年度並みとなっているとしております。

また、ウでは、出荷者への奨励といたしまして、手数料収入のうち1%相当額の出荷奨励金を支出いたしております。

さらに、カでは、ニンニクの産地偽装が発覚したことなどを報告いたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

令和2年度の収支決算書でございますが、人件費の増加や出荷者への還元策を取ったことによりまして、その他の増など販売管理費が9.3%増加いたしましたことから、下段のほうになりますけれども、経常利益は17,346千円、前年度比較で45.3%となっております。

続いて、4ページから決算の報告書を添付いたしておりますが、5ページの貸借対照表をお願いいたします。

資産の合計は332,945千円、純資産は241,474千円となっております。

また、次の6ページ、損益計算書でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、売上高が前年度マイナスで、また、販売管理費が増えるなどいたしまして、減収となり、経常利益は17,346千円、税引き後の当期純利益は10,983千円となっております。

次に、7ページの販売費及び一般管理費の計算内訳の表でございます。

上段に販売促進費というのがございますが、出荷者への出荷奨励金など8,629千円、また、中段に寄付金がございますが、本市への寄附金17,000千円の寄附でございます。

続きまして、飛びまして9ページをお願いいたします。

令和3年度の収支予算書でございます。

令和3年度は売上げの増、また、販売管理費も増えることを見込みまして、通期の経常利益は13,139千円の計画でございます。

以上、報告第3号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について説明を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許可してまいります。3番 村上義徳議員。着席のままどうぞ。

○3番（村上義徳君）

着席のまま失礼します。道の駅みやまの経営状況の報告について、質疑事項は、報告第3号の5ページですね。5ページ、第11期計算報告書のうち、貸借対照表、ここに資産の部、負債の部という数字が載っておりますけれども、この負債の部ですね。科目で売上回収金マイナス10,238,057円、この内容についての説明をいただきたいんですが、まず、貸借対照表で資産と負債というのの数字を上げるわけなんですが、この貸借対照表の負債の部に、通常はプラスの数字を書けば、幾ら負債というのが分かる財務諸表なんですが、ここにマイナスの記載があるということですね、マイナス10,000千円ほどの。このマイナスの表記の説明と、この金額の内容の説明をお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

まず、資産の部と負債の部ということでございまして、これにつきましては、株式会社道の駅みやまが税理士さんに委託して作成していただいております分でございます。まず、先に売上回収金がマイナスである内容について御説明申し上げますけれども、これにつきましては、主に、令和2年10月から導入いたしましたキャッシュレス決済と令和3年2月から導入いたしましたクレジットカード決済の3月の未収分でございます。それぞれ締め日と入金日が設定されております関係で、年度末日の以降の入金は未収として処理されることとなっております。

もう少し詳しく申し上げますと、売上回収金マイナス10,238,057円の内訳でございますけれども、クレジット未収分が3月16日から31日までの分で1,486,096円、それからキャッ

シュレスのペイペイ分が3月1日から31日分で5,954,647円、それからスマイルペイの分が3月23日から3月31日分で555,687円、それから3月31日の売上げにつきましては、一旦、警備会社が受け取りますので、締め日、末日以降の入金になりますので、この分が2,736,757円でございます。

また逆に、今、御説明した分は実際入ってくる分でございますけれども、その他としまして、売上金の未払い分がマイナスとして495,130円といたしまして、合計いたしますと10,238,057円ということになります。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

3番村上義徳議員。

○3番（村上義徳君）

そうしますと、未収金という今、言葉、説明ありましたけれども、未収の場合は、これは資産の部に入るんじゃないですか。そういうことではないですか。これはマイナスの10,000千円という表記にした、この理由を知りたいんですけど。これは財務諸表の表記法か何か、そういう手法の問題ですかね。

○議長（荒巻隆伸君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

御指摘のとおり、負債の部の数字でございますので、通常は負債でございましたらプラスで表示いたしまして、負債でそのまま表示するところでございますけれども、説明いたしましたとおり、未収金ですね、未収金の分を負債をマイナス表示することで、入ってくるお金ということで、ここで表示させていただいているところでございます。

おっしゃるとおり、売掛金ですね、売って、まだお金が入っておかない売掛金でございますと、資産の部の流動資産になってまいりますけれども、税理士さんのやり方でクレジットカードとかペイペイとか、そういった未収金を売上回収金の負債部のマイナス表示ということで区分、仕分けさせていただいているところでございます。

詳細につきましては、もし再度確認をさせていただきますけれども、税理士さんと売掛金との違いですね、再度調査をさせていただきたいと思っておりますけれども、税理士さんとよく調整した内容を報告させていただいております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

3番村上義徳議員。

○3番（村上義徳君）

恐らくこの財務諸表の手法と申しますかね、そういうことだろうとは思いますが、今おっしゃるとおり、詳しく分かりましたら、この場ではちょっと時間がかかると思いますので、ぜひまた教えてください。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第3号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告についてを終わります。

日程第10 報告第4号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第10. 報告第4号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について説明を求めます。坂田環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

それでは、報告第4号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について御説明を申し上げます。

本市が95%出資いたしております、みやまスマートエネルギー株式会社の令和2年度の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、資料1ページをお願いいたします。

令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書、下段の表でございます。

令和2年度は、電力の小売自由化から5年目を迎えて、顧客獲得競争が激しくなる中で、電力需給管理の内製化に向けた準備などコストの削減に取り組んでおります。

一方で、昨年12月下旬から1月にかけて、全国的な電力需給の逼迫により電力卸市場の卸売価格が急騰いたしましたことから、仕入れ高も高騰いたしまして、大幅な赤字決算となっております。

②の収支の表中、令和2年度の実績でございますが、売上げ1,827,708千円、経常利益は201,104千円の赤字でございます。

また、令和3年度計画でございます。引き続き、高圧電力を中心にいたしまして、価格競争の激化など売上高の減少を見込んだ上で、コスト縮減効果などにより、売上げ1,408,390千円、経常利益65,690千円を計画いたしております。

続きまして、2ページから事業活動の概況に関する事項をお示しいたしております。

事業概要では、電力卸市場の取引価格の急騰により、経常利益が計画を大きく下回り、赤字決算となっております。

(1)電力事業では、低圧契約は純増を達成いたしましたものの、高圧契約者が減少の傾向にあり、また、できるだけ多くの地元の再生可能エネルギーの確保に努めていますが、電力需給が逼迫した影響を大きく受けております。

次に、(2)生活支援事業についてでございますが、生活支援の基盤として想定いたしましたHEMSが国内で普及せず、新たな事業構築の検討が必要であるとしております。

また、(3)のさくらテラス事業でございますが、新型コロナウイルスの影響によりまして、営業形態の変更を余儀なくされまして、売上げの減少を招いております。

続きまして、2の資金の借入その他の資金調達の状況でございますが、県の制度融資の活用など資金調達の状況をお示しいたしております。

次に、4ページでございます。

5の対処すべき課題でございますが、今年度の赤字解消に向け、収益を確保することを第一の目標として、重点課題として3つの項目を掲げております。まず、安定的、経済的な電源調達の推進、2点目に脱炭素社会の実現に向けての取り組み、そして3点目が新たなエネルギーのソリューション事業の推進であります。

続いて、6ページ以降に株主総会における決算報告書を添付いたしております。

7ページの貸借対照表でございます。資産合計は556,175千円、純資産合計は124,005千円のマイナスとなり債務超過となっております。

また、8ページの損益計算書でございます。経常損益は201,104千円、税引き後の当期純

損失は200,189千円と赤字でございます。

以上、報告第4号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告についてにつきまして説明を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑の通告がっておりますので、発言を許可していきます。

6番末吉達二郎議員。

○6番（末吉達二郎君）

今の説明の中で、報告ですからその範疇の中で答えてもらえばいいんですけど、3ページですね。(3)にさくらテラスの事業ということで6次化の創出、飲食、物販というような流れで、令和2年度はコロナ禍によって大幅に落ちたというようなことが報告されています。

4ページについては、対処すべき課題という中には、このさくらテラス事業をどうするという方向性が入っていないので、入っていないということは入っていないということなんですけど、その点でちょっとお尋ねしますが、さくらテラス事業の当該事業、これが私は当初からこれについてはいろんな一般質問等でも質問したんですけど、当初からマイナス、赤字というような課題を抱えて出発してきておりますけど、累積赤字と令和2年度単年の赤字と6次化商品というのが最大の眼目だったろうと思うんですけど、ヒット商品等が出たのか、そこら辺をまず教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

さくらテラスでございますけれども、平成29年度から本格的に事業開始しておりまして、丸4年を経過いたしております。

その間、部門別で赤字が続いておりまして、累積で49,900千円の赤字でございます。令和2年度は途中説明もいたしましたけれども、新型コロナウイルスの感染もございまして、売上げも減りました。そういった経過を含めまして、令和2年度は9,710千円程度の赤字でございます。

それから、6次化商品の実績でございますけれども、さくらテラ酢はお酢の酢ですね、さくらテラ酢という山川ミカンを使用いたしました健康ビネガー、飲物でございますけれども、そういった開発、それとさくらテラ茶と——お茶でございますけれども、市内の製茶業者さ

んと連携をいたしました健康のブレンド茶を開発いたしてございます。

どちらも売上げでございますけれども、年間に二百数十品目の売上げでございますので、開発の品物はできていますけれども、成功した事例とまでは言えないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

6 番末吉達二郎議員。

○6 番（末吉達二郎君）

これをするからには一生懸命頑張っていこうという中で企業活動されたと思いますけど、現実的には実質稼働4年ですかね、でよろしいですよ。その中で50,000千円も、単純に比較すれば10,000千円以上の赤字がずっと続いている。努力はされたけど、6次化の成功事例というのが4年かけてもなかなか出ないと。それは、6次化というのはなかなか難しい、全国的な課題ですよ。テレビなんかでは成功事例がぽんと出ますけど、その間にはいろいろ苦勞をされているということは、よく私も知っているけど、こういう状態ということは、ここではあまり、あしたの一般質問でしますけど、やっぱりこれは何か考えるべき点があるんじゃないかというふうなことを思います。

2番目に、コロナ禍によって民間の飲食店業者、非常な辛酸をなめていると思いますけど、今後、これがずっと続くようなことがないよう、今、国を挙げて対策を取って、私もワクチンを受けました、県のほうをですね。県が市にぱっと来たから、なら、県で受けていただくと思うたら副反応もありました。軽かったですけどね、家内のほうは38度ちょっと超す熱が2日間続いたんですけど。ただ、コロナのことを考えれば、やっぱり受けるべきと判断してしたんですけど。

こういう状況の中で、飲食業界は非常に辛酸をなめているんですよ。だから、報告書を作るに当たって、コロナが収束した事態で民業が活躍するためにも、ここら辺は方向を何か考えるというふうな議論を取締役会、あるいは社員たちの提案等であったかどうか、そういう議論を踏まえて、これは方向性が出ていないのですよ、6次化なんかということ、(3)ですよ、私が言っているのは。5の(1)(2)でも出ていないので、どういう議論をされたかだけを教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

御報告いたしましたとおり、毎年赤字が続いておりまして、収益の確保という観点からいたしますと、大きな課題であるということで取締役会等でも議論がございます。

毎年10,000千円程度の赤字でございますので、収益の確保の点から議論はございますけれども、さくらテラスでは契約社員の方4名と、あとパートの職員さん4名、8名の雇用で今運営をいたしております。そうした雇用の創出の観点からいたしますと一定の寄与をしているというふうに思っておりますので、課題ではございますけれども、今後、収益の確保の課題はございますが、よく協議をしていかないといけないと思っております。

レストランでは地元の食材を使いまして、地元のそれを生かすようなメニューでこだわってやっておりますので、年間の売上額が20,000千円程度でございますけれども、民業を圧迫するようなことではないんじゃないかというふうに思っております。（「協議されたか…」と呼ぶ者あり）経営状況全体での協議を行っている最中ということでお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

6番末吉達二郎議員。

○6番（末吉達二郎君）

全体の中で、これに特化した話をされたかどうかというのは、ちょっと今の説明ではよく分からなかったけど、報告事項ですから。

今のと重複するんですけど、この第3セクターというのはですね、官と——第1ですね、第2が民間——利益追求ですよ、第3は施策を含めながら、利益も出しながらやっているという、要するに民間手法でやっていくんだということで、この第3セクターというのが大体的にきちっと決まっていなくて、位置づけられておるわけですよ。

何を言いたいかというと、民間の経営手法、赤字がぼんぼんたまるとなれば、そういうものについては何らかの合理化をやっていくと、そういう柔軟性を持つために第3セクターというのがあるはずなんですよね。

そういう観点からくると、確かに、みやま市で8名——全部8名の方はみやま市の方だろうとは思いますが、ちょっと分かりませんが、そういう雇用を守るということは非常に大事なことだと思います。

だけど、課においても、いわゆる職種変更とかで、そういう人たちを首は切らなくても、いろんな事務部門に回すと、それは老人ホームでもあったことなんですよ。そういう手法を取りながら、やっぱり行政改革をやっていくということを官もやるわけですよ。そういう中で、今、部長がお答えになった8名を守らにやいかんという部分は私も理解するけど、それには何らかの手法があるんじゃないかと私はこう思うんですけど、そういうような協議は、この報告書を作るに当たってはなかったですか。

○議長（荒巻隆伸君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

さくらテラスの建物でございますけれども、総務省の補助金を活用いたしております。地域経済循環創造事業交付金という総務省の交付金を活用いたしております、その際に地産地消とか6次化を推進するという目的で補助金をいただいております。当面、そういった補助金の交付の趣旨に沿うように活用していかないといけないというふうに思っております。

6次化はキーになりますけれども、そういった推進をしながら収益の確保を図るように、それと雇用の確保も図るような観点で事業全体の議論は行われているというふうに思っておりますので、なかなかすぐに解決いたしませんけれども、補助金の趣旨に沿った収益の確保、雇用の確保、総合的に検討せざるを得ないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

関連ですかね。（「そうでございます」と呼ぶ者あり）さくらテラスの。（「いえ、みやまスマートエネルギー株式会社の」と呼ぶ者あり）いやいや、それは通告制でございますので。通告されたのはさくらテラスについての通告でございますので。（「さくらテラスは、みやまスマートエネルギー株式会社の……」と呼ぶ者あり）なんですけど、みやまスマートエネルギー株式会社で別の視点からのお尋ねだと通告をしていただかないといけないということだと思いますので。（発言する者あり）よろしく申し上げます。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告についてを終わります。

日程第11 議案第27号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第11. 議案第27号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。盛田市民部長兼市民課長お願いします。

○市民部長兼市民課長（盛田勝徳君）（登壇）

皆様、改めましておはようございます。それでは、議案第27号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国のデジタル改革関連法の一部である、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、みやま市手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容についてでございますが、現在、当市で徴収しておりますマイナンバーカードの再発行手数料につきまして、市の歳入として取り扱っておりますが、法の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行する主体として法律化されたものに伴い、今後のマイナンバーカードの再発行に係る手数料につきましては、当機構から市への委託事務として取り扱うことになりましたので、当条例より削除するものでございます。

以上、御説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。本件につきましては質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第27号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第12 議案第28号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第12. 議案第28号 有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法の変更及び有明生活環境施設組合規約の変更について提案理由の説明を求めます。坂田環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

議案第28号 有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法の変更及び有明生活環境施設組合同規約の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、有明生活環境施設組合のごみ焼却施設が令和3年11月より稼働を開始することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法を変更し、組合同規約を変更する必要がありますため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な理由でございますが、有明生活環境施設組合の事務所の位置を福岡県みやま市山川町立山1278番地、みやま市山川支所内から福岡県柳川市橋本町631番地7、有明生活環境施設組合クリーンセンター内に改め、ごみ焼却施設の管理及び運営に要する経費負担割合を均等割15%、ごみ処理量割85%とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。本件につきましては質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第28号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時45分再開としたいと思います。よろしく申し上げます。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

休憩を閉じて会議を再開してまいります。

日程第13 議案第29号

○議長（荒巻隆伸君）

続きまして、日程第13. 議案第29号 財産の取得について提案理由の説明を求めます。北嶋消防長、お願いします。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、議案第29号 財産の取得について提案理由の御説

明を申し上げます。

本件は、みやま市消防団大江分団及び清水分団の消防車両更新のため消防車両2台を購入するもので、その予定価格が20,000千円以上となりますことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

購入に際しましては、消防本部において消防ポンプ自動車の各仕様書策定を行い、指名競争入札を行ったところでございます。

その結果、消防ポンプ自動車2台の取得価格は42,075千円、契約の相手は、株式会社倉重ポンプ商会でございます。

なお、消防車両購入に係る財源といたしまして、緊急防災・減災事業債を活用するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。本件につきましては、質疑の通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第29号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第14 議案第30号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第14. 議案第30号 財産の取得について提案理由の説明を求めます。北嶋消防長、お願いします。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

続きまして、議案第30号 財産の取得について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市消防署南部出張所の高規格救急自動車更新のため、災害対応特殊救急自動車1台及び救急資機材一式を購入するもので、その予定価格が20,000千円以上となりますことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

購入に際しましては、消防本部において災害対応特殊救急自動車及び救急資機材の各仕様書策定を行い、一般競争入札を行ったところでございます。

その結果、救急資機材を含む災害対応特殊救急自動車 1 台の取得価格は34,650千円、契約の相手は福岡トヨタ自動車株式会社でございます。

なお、購入に係る財源といたしまして、一般補助施設整備等事業債及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。本件につきましては、質疑の通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第30号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第15 議案第31号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第15. 議案第31号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長、お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

改めましてこんにちは。それでは、議案第31号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第3号）について提案理由の御説明を申し上げます。少々長くなりますけれども、よろしくお願いたします。

令和3年度みやま市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算にそれぞれ371,453千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23,197,019千円といたしております。

まず、予算書5ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございますけれども、翌年度以降に債務を負担するため、マイナンバーカード交付端末機器使用料及び下庄雨水ポンプ場設備改修事業を追加いたしております。

次に、予算書6ページの第3表 地方債補正ですが、公共土木施設災害復旧事業を追加し、水田農業機械導入及び統合小学校に係る解体工事などの歳出予算に連動し、過疎対策事業の限度額を変更いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

予算書は9ページ。

15款1項3目の公共土木施設災害復旧費負担金は、道路の災害復旧工事に係る国庫負担金で13,340千円を計上いたしております。補助率3分の2でございます。

次に、予算書10ページ、15款2項1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、がまだす・みやま全力応援事業・第12弾の経費に充てるため、105,326千円を追加いたしております。

また、次の個人番号カード関連事務費交付金4,015千円は、マイナンバーカード交付事務に係る国庫補助金でございます。

次の2目3節、児童福祉費補助金のうち、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金29,100千円は、生活支援特別給付金のその他世帯分で、国10分の10の補助事業でございます。

続きまして、予算書11ページ、16款、県支出金、2項4目の水田農業DX推進事業費補助金41,695千円は、水田農業機械導入に対する県補助金でございます。

また、7目のオリパラ事前キャンプ感染症対策費補助金22,155千円は、歳出予算と連動し計上いたしております。県10分の10の補助事業でございます。

次に、予算書12ページ、19款2項3目の教育振興基金繰入金1,000千円は、令和2年度末に教育の充実のためとして、株式会社道の駅みやまから受領し、教育振興基金に積み立てておりました寄附金を繰り入れて活用するものでございます。

続きまして、13ページ、20款1項1目の前年度繰越金は、一般財源の額を調整し、追加いたしております。

次に、予算書14ページ、21款、諸収入は、宝くじの収益を財源とする自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金を追加いたしております。

続いて15ページ、22款、市債でございますが、歳出予算と連動し、過疎対策事業債を114,800千円及び災害復旧債を6,600千円追加いたしております。

続きまして、歳出予算の主なものを御説明いたします。

予算書は16ページからでございます。

2款1項6目、企画事務費のコミュニティ助成事業補助金4,500千円は、自治総合センターから内示のありました赤山区及び矢部川一丁目北区の公民館備品整備について助成するものでございます。

また、次の鉄道事業者支援事業委託料2,000千円は、コロナ禍の影響を受けている本市に駅のある鉄道事業者に対し、鉄道の利用促進と本市をPRする動画を主要駅の大型ビジョン

に掲出することにより鉄道事業者の支援を行うものでございます。

続いて17ページ、2款3項1目の一般事務員報酬2,750千円は、マイナンバーカードの申請増に対応するため時間外及び休日開庁を行う予定としており、一般事務員を追加雇用するものでございます。

次に、予算書18ページ、3款1項8目のあたご苑及びげんき館管理費の備品購入費は、感染防止対策としてサーモグラフィカメラを購入するものでございます。

続いて19ページ、3款2項1目、放課後児童クラブ事業費及び2目の子どものための教育・保育給付費の感染症対策支援事業費補助金は、放課後児童クラブや保育所、認定こども園などに感染症対策として必要となる衛生用品、備品等の購入等に対する助成を行うものでございます。

次の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費につきましては、さきの4月専決補正予算によって、ひとり親の子育て世帯生活支援特別給付金を支給しておりますが、今回の補正予算は、ひとり親以外の住民税非課税子育て世帯に対し児童1人当たり50千円を支給するものでございます。

18節. 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）29,100千円などを追加いたしております。

次に、予算書20ページ、6款1項3目の水田農業DX推進事業補助金62,549千円は、様々なデジタルデータを活用した農業版DXにより、省力化や収量向上を支援するため、農業用機械導入に対し助成するもので、10件分を予算計上いたしております。

次の水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金は、大豆の生産拡大と収量、品質安定に取り組む農事組合法人に対し、新たな栽培技術の導入など、一体的に支援するもので、11件分、17,208千円を計上いたしております。

次に、5目の機械等借上料3,000千円は、水草の異常発生により、水門や水路等に支障を来しているため、機械等借上料を追加するものでございます。

続いて、21ページ、7款1項2目のプレミアム商品券事業補助金46,800千円は、コロナ禍で落ち込む地域経済を回復させるため、市内限定のプレミアム付商品券を発行し市内における消費を喚起するもので、ペーパーでの商品券2億円、「新しい生活様式」に対応したデジタル商品券1億円の合計3億円を発行するものでございます。

次のテイクアウト支援事業補助金10,000千円は、緊急事態宣言の影響により事業収入が大

大きく減少している飲食店の需要喚起や事業継続を支援するものでございます。

また、次の月次応援金は、飲食店の休業、営業時間短縮や外出自粛等の影響を受け、売上げが減少した市内中小事業者に応援金を支給するもので、24,500千円を計上いたしております。

次に、予算書22ページをお願いいたします。

9款1項1目の予防接種委託料270千円は、救急業務のさらなる感染防止対策を図るため、救急隊員に、麻疹、風疹等の予防接種を実施するものでございます。

続いて23ページ、10款2項1目、学校管理費のうち管理用備品購入費2,000千円は、各小学校にサーモグラフィカメラ及び緊急連絡用携帯電話を1台ずつ購入するものでございます。

次に、施設管理費の防球ネット支柱等点検業務委託料430千円は、他県で発生した防球ネット支柱倒壊による死亡事故を受け、小学校の防球ネット支柱等を緊急点検するものでございます。

また、次の小学校感染対策工事費は、瀬高小学校の洋式トイレ増設や水道蛇口を回転式からレバー式に交換するもので、5,150千円を計上いたしております。

次に、2目の準要保護援助費補助金953千円は、新型コロナ感染症の影響により家計が急変し就学援助が必要となった世帯を対象に、年度途中においても認定を行い、就学援助費を支給するものでございます。

次に、4目の統合小学校建設事業費は、令和5年4月開校に向け、二川小学校管理棟及び給食室等の解体工事費87,000千円及びグラウンド西側の駐車場整備工事費7,000千円を追加いたしております。

次に、予算書24ページ、10款3項の中学校費は、小学校費と同様に、サーモグラフィカメラ及び携帯電話購入費や水道蛇口のレバー式交換工事費等を計上いたしております。

続いて、予算書25ページ、10款4項1目の社会教育総務費は、パーティション購入等の消耗品費206千円及びサーモグラフィカメラ購入費300千円を計上いたしております。

次に、6目、図書館運営費のうち図書館改修工事費4,200千円は、図書館本館西側入り口のドアを自動ドアに改修し、感染防止を図るものでございます。

次に、予算書26ページ、10款5項1目の柳川・みやまオリパラ事前キャンプ連絡協議会負担金22,155千円は、本年7月予定のオリンピック事前キャンプにおける感染防止対策に係る費用を追加補正するものでございます。

最後に、予算書27ページ、11款2項1目の公共土木施設補助災害復旧事業費は、本年5月の大雨により被災した公共土木施設の復旧工事を行うもので、山川町甲田及び高田町上楠田地区の道路2か所を予定しており、補正額20,000千円を計上いたしております。

なお、詳細な内容につきましては、資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑の通告がありますので、順に発言を許可いたします。

まず、歳出6款1項3目、農業振興費に対する質疑を行います。3番村上義徳議員、お願いします。

○3番（村上義徳君）

予算書は20ページ、6款1項3目、農業振興費の説明欄、水田農業DX推進事業補助金62,549千円についてですけれども、これについて、まず、今国のほうで農業DX構想というのが進められつつあるんですけれども、この一環として今年、市のほうでまず始めるのかということと、今朝ほど、令和2年度の繰越明許費の説明、予算表でありましたけれども、この繰越明許費の中で、スマート農業推進強化事業26,497千円が令和2年度の予算に計上されておまして、そのうちの約半分、13,000千円程度が繰越しとなっておりますけれども、このスマート農業推進強化事業とこの農業DX構想推進との関連性といいますか、別々のもので予算を立てていく、その意義といいますか、その効果をちょっと説明いただきたいと思えます。

○議長（荒巻隆伸君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

まず、国のDX構想、非常に大きい構想でございまして、2030年を展望しながら機動的に実行していくと国が言っているものでございまして、今回の水田農業DX推進事業につきましても、DX構想の中の一つである生産現場でのスマート農業推進において、県の補助事業を活用して農業者の支援ということでやらせていただくこととしております。

効果でございますけれども、御承知のとおり、農業に限らずでございますけれども、高齢化、担い手不足が進む中、デジタル技術を活用して効率の高い営農を実行することのDX構想の一つと考えられてあります。

みやま市においては、少しずつでございますけれども、今後引き続き推進することにより、生産性、あるいは所得の向上につながっていくものと考えておりますので、この事業については効果は非常にあると思います。歩みは遅うございますけれども、着実に農家の方々へスマート農業、大きく言えばDX構想が浸透しつつある状況でございます。

それから、繰越明許費の分のスマート農業との関連性、大いに関連ございまして、先ほど申しましたスマート農業の推進については、国のDX構想の中の一部、一つでございます。

分けて事業ということでございますけれども、あくまでも県の補助事業を活用して農業者を支援する分でございます。令和2年度のスマート農業機械導入事業につきましては、県が2分の1の補助というスマート農業を推進する部分で補助事業がありましたので、それを活用させていただいて、今回につきましては、新たに令和2年度の県の補正でDX事業という事業を県が立ち上げられましたので、それを改めて事業を使って生産者を支援することありますので、実質DX事業と、前回の繰り越したスマート農業の支援事業については、中身を見る限り、現在のところではスマート農業機械導入という観点からすると、関連があり同等の事業であることは確かでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

3番村上義徳議員。

○3番（村上義徳君）

農業とした大きな枠でいくと、そうすると、農業DX構想の中で推進していく中に今行われているスマート農業推進強化事業というのをつなげていくと、そういう流れを考えればよろしいんですかね。

○議長（荒巻隆伸君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

そもそも国のDX構想の意義、目的でございますけれども、先ほど申しました高齢化、あるいは担い手不足が進む中で、デジタル技術を活用して効率の高い営農を実行しつつ、消費

者のニーズをデータで捉え、消費者が価値を実感できる農業を目指すということで国が方針を立てられております。

先ほどもみやま市のスマート農業の実態、少しずつ浸透しつつあると私申し上げましたけれども、生産現場でこういったことが始まっておりますので、私どもとしても今後も大いにこのスマート農業を広げていきたいということで考えております。

ですから、国は生産現場だけではなく、消費者ニーズに合った農業をやっというやという事で掲げられておりますので、ちょっとその辺のところまでまだ農林水産課としては、じゃ、消費者ニーズとなると市だけで決められるわけでもございませんし、関連の農協であるとか、あるいは国県の方々からの協議とかも必要になってくるかと思っておりますけど、まずはスマート農業機械導入を推進したいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

3番村上義徳議員。

○3番（村上義徳君）

これだけの予算を使っという事でありますから、一番心配するところといいますか、行っていただきたいことは、こういったDXも推進していくに当たって、非常にこういったことにたけている人といいますか、こういった農業に取り組んでいこうという方は、すぐこういった補助金に手を挙げるといってもたくさんいらっしゃると思いますが、一方、こういったデジタル化とか、そういったことに少し疎い方であるとか、特に今の農業のまま、高齢者は特にちょっとなかなか無理だという方々が置いてけぼりにならないように、広く、みやまで営農をされる方々に周知して、これからはこういった方法があるというのをしっかりとお知らせしていただいて、多くの方がこの構想の中に入って農業を進めていかれるようにしていただきたいんですけれども、そういったことのこの予算の中で進めていこうという考えはございますか。

○議長（荒巻隆伸君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

今回お願いしておりますDX推進事業の分については、法人、もしくは認定農業者の方から10件の要望があり、この事業を使ってデジタル化を進めていこうということで進んでおり

ます。

議員さんがおっしゃるように、農業の現場においては非常に課題も多うございます。その一つ、先ほど申されましたように、この補助事業を使う、国県の補助事業になると要件がございまして、面積要件であったりとか、例えば、10ヘクタール以上圃場がないとこの事業には当てはまらないとか、そういった面積要件がよくございますけれども、となると、大規模農家、あるいは法人の方々については物すごく利点はございますけれども、小規模で営農されているの方々についてはメリットは多分に少のうございます。

このDX、それから、スマート農業を今後広げていく上で、今、農協、それから、普及センターも含めたところでございますけれども、農業振興協議会、あるいはみやま市、大牟田市、南筑後普及指導センター、農協でつくっています連絡会議、そういった中でもこのスマート農業についても話題が出つつございまして、今後具体的に、今申しました課題の部分を含めて解決の糸口をつかみながら、できるだけ農家の皆さん、大小営農されている方はありますけれども、満遍なくこれを普及させていきたいということで考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

以上で通告による質疑は終わりました。

関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。

次に、歳出7款1項2目、商工業振興費に対する質疑を行います。

まず、7番古賀義教議員。

○7番（古賀義教君）

毎年のことですので、簡潔に行きたいと思っております。

まず、コロナ禍の中での購買力をどう見ておられるかをお尋ねします。

といいますのは、去年は販売期間内に完売できずに、忙しい中で販売延長期間が10日間ぐらい延びたと思います。購入限度額を上げるとか、何か方法を取られているかをお尋ねいたします。

2点目、市外や行政区未加入者の取扱いを聞かせてください。

3点目、昨年は2回のプレミアム付商品券の発行でほぼ1年を通して商品券が流通した感がありました。使うほうといたしましては、年中いつでも使える商品券のほうが使い勝手があります。有効期間1年の商品券発行ができないか、お尋ねいたします。

以上3点です。

○議長（荒巻隆伸君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

皆さんこんにちは。古賀議員さんの質問に対してお答えしていきたいと思います。

まず1点目のコロナ禍での購買力をどう見ているかであったと思います。その件につきましてです。

令和2年度におきましては、2回、プレミアム付商品券を発行してきております。第1弾としまして、3億円をペーパーで、プレミアム率25%で、購入額上限を50千円で実施してきております。販売状況を見ますと、一時約230,000千円の応募があつております。議員御指摘のとおり、追加販売等を実施しながら最終的に9月3日で完売してきております。

次に、第2弾の状況でございます。

50,000千円のペーパーを、紙で第1弾と同条件で販売してきております。販売状況でございますが、50,000千円に対しまして、約2億円の応募があつております。昨年の実績を見ますと、約2億円程度の需要が見込めると判断いたしておりますので、今回2億円を紙の分で、ペーパーで計画をいたしております。

次に、デジタルでございます。

50,000千円みやまスマイルペイで、3月8日より販売し、5月中旬にて完売いたしております。

今回、みやまスマイルペイにつきましては、初めての取組でありますし、加盟店の確保と課題がありましたが、購入者からは、1円から使える点や、いつでも購入できる点等、好評でございましたので、今回1億円需要が見込めると判断いたしておりますので計画いたしております。

続きまして、行政区未加入者や市外者への周知でございます。

周知方法につきましては、7月上旬に広報及び新聞折り込みを実施しながら、市役所、商

工会等のホームページでの周知を考えております。

行政区未加入者対策としましては、先ほど御説明しましたとおり、新聞折り込み等、商工会や両支所、金融機関、郵便局等に応募チラシを設置する予定でございます。

続きまして、プレミアム付商品券の1年間通して利用できたらどうかという御質問であったかと思えます。

議員さん御指摘のとおり、利用する側からすれば1年間通して利用できれば、本当使い勝手がいいのかなと思うところであります。

この商品券につきましては、あらかじめお金を払っておいて買物のときに決済をする仕組みになっておりまして、前払い式支払い手段と言いまして、資金決済に関する法律の適用を受けるようになっております。この適用を受けるとなると、発行保証金の供託等が必要になってきます。基準日に3月末、あるいは9月末において、発行しているプレミアム付商品券の未使用残高が10,000千円を超えたときは、その未使用残高の2分の1以上の額を供託する必要があります。しかしながら、発行日からの6か月以内で使用できる商品券であればこの法の適用を受けないことになっておりますので、現在、プレミアム付商品券につきましては6か月使用となっております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教議員。

○7番（古賀義教君）

まず確認、独り言でございますが、ペーパーで50千円、デジタルで50千円、1人100千円の買物ができるということに今のはちょっと理解しました。回答はいいです、独り言です。

昨年は追加販売がありましたけれども、今年度の見通しはどうなりますかね。

○議長（荒巻隆伸君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

通常であれば、プレミアム付商品券につきましては年1回の発行ですが、先ほど説明しましたとおり、昨年はコロナ禍で冷え込んだ地域経済を回復させる観点からこのプレミアム付商品券を有効策と捉え、2回発行してきております。

今年度もコロナ禍でこの状況を見極め、発行につきましては、商工会等、関係機関と連携しながら検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教議員。

○7番（古賀義教君）

プレミアム商品券事業に限らずでございますが、常に進化を模索していただき、厳しい事業者の支援を今後お願いしたいと思います。一言ちょっと。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

やはり今このコロナ禍の中で、事業者の方たち大変疲弊しておられる部分があると思います。

まずは、今回発行いたしますプレミアム付商品券3億円、しっかり使っていただいて活性化を進めたいと思いますし、今後の状況も見ながら、コロナ禍が収まらなければ考えていかなければならないと思っておりますので、その点は今後注視していきながら関係機関と併せてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

続きまして、6番末吉達二郎議員。

○6番（末吉達二郎君）

款項目書いてあるとおりで、資料の4ページでお尋ねします。

これは確かにここに書いてあるとおり、緊急事態に伴う飲食店休業、時短、外食の自粛等の影響を受けた人に対する助成金を出すというようなことで非常にいいことだと思います。飲食店には別立ての支援政策があると思いますので、そこはそこでいいと思います。

これで一応、事業数を、国対象が120事業所、県補助が70事業所というような見込みで予算立てしてあるんですけど、業種はどういうのが多いですか。どういうふうな見込みをされているんですか、教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

御質問にお答えいたします。

業種ごとでいきますと、建設土木業が72件、販売卸売業が43件、製造業が28件、整備業が22件、その他25件の計190件を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

6番末吉達二郎議員。

○6番（末吉達二郎君）

建設業とかそこら辺を言われてちょっとぴんと浮かばないんですけど、確かに需要が少なくなつてそういうところに影響しているからこそ、もうこれは統計的に調べて、国、県あたりが選定しておると思いますので、大いにそれはしなくちゃいけない。

ここで1点私感じるのが、飲食業界、もうほとんど今閉めているような状況なんですよ。それと、直接関係あるのが、タクシー業者、私もタクシー使うんですけど、あるいは代行業者、ここら辺はもう密接に、もう休業しているのと同じような状況があると私は思うんですよ。過去にも市のほうの提案でタクシー及び代行業者等に助成をされたという実績があると思います。これもよかったなと思うので、もうこれは今後のことです。今後みやまの飲酒運転をなくすというような観点からもそういう業者はやっぱり存続してもらわなきゃいけません。そういうところに視点を当ててもらいたいということをやちょっと一言言っておきます。

2問目として、ここでちょっと私が読み方が悪いのかもしれないけど、③のポツの1で、国及び県の支援を受けた事業者（県の酒類販売支援事業者は省く）ということで書いてあるんですけど、この意味合いがちょっと私が勉強不足で理解できないもんだから、教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

御質問にお答えいたします。

今回のみやま市月次応援事業につきましては、対象者を国の月次支援金、または県の月次支援金の交付を受けた方に対し、支援金の2分の1を追加加算する仕組みでございます。

今、議員さん御指摘の酒類販売事業者につきましては、50%以上減少した場合、国の制度に加え県が独自に、法人でいきますと200千円、個人につきますと100千円、県が独自に月次支援金に上乘せされます。

今回、この市の制度につきましては、県が独自に上乘せする分については2分の1追加加算をしませんので、4ページの県の酒類販売事業者は支援を除くという表現は、この場合を除くと説明をしております。ただ、国の月次支援金の対象でありますので、その分について2分の1の加算は行うものでございます。

同様に、酒類販売事業者が30%以上50%未満減少した場合に対する月次支援金に対し、市の上乗せは該当しますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

6番末吉達二郎議員。

○6番（末吉達二郎君）

この括弧書きがちょっと支援業者、資金を省くと書いてあって、ここがちょっとよく理解できない。今の説明聞いていますと、いわゆる国の制度で対象になる方で、こういう方については酒類販売業者支援金というのが、県が出しますよということなんですよね。だから、別途そういうのが出るけど、それについては市としては加算はしませんという意味でこの括弧書きがあるわけですね。ああ、なるほど。

ここは業者が——何でかな、もう相当被害受けとつとに支援金省くちゅう——要項を見ると支援金になっていますけどね、ちょっと私が理解できない——よく分かりました。

そしたら、こういうふうに制度があってそれを使っただけのようにならにゃいかんのですね。そのためには、やっぱりここは村上議員と同じ、周知徹底の仕方なんですよね。そこら辺を——これは自分が読みきらんやったのが悪いですけど、分からないようなところを、住民の方は、酒類販売業を省くというふうに、ぱっと読んでしまうかもしれんし、何でやろうかと言ひよるけん。要するに、そういう制度設計を国、県もしている、そして、市もまたやっているというようなことで、そういう要件等を分かりやすく周知徹底する。商工会を通してとか、折り込み入れるとか、いろいろな工夫はあると思うんですよ。こういう非常事態だからこそ、住民に分かりやすい案内をすべきと思うので、その点について、よかったらまず、自分が指名しちゃいかんけど、課長が言って、市長のほうでも言っていただくとありがたいんですが。やっぱりコロナ禍でもいろいろ混乱した部分もありました。それはもう決し

て市の責任じゃないですけど、そういう点を含めてよろしくをお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

御質問にお答えします。

末吉議員さん御指摘のとおり、事業者の方々は、国、県のこの月次支援金については情報が少ないんじゃないかと私のほうも思っているところがございます。

市としましても、広報やホームページ等で情報提供は行います。また、商工会とも連携し、事業者への情報周知を図りながら事業を進めてまいりたいと思っております。

市の月次支援金につきましては、国、県の月次支援金の交付対象が要件になりますので、市のほうが事業者の方に、国、県の申請されましたかとか、そういった情報をやりながら市の事業も進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、商工観光課長が申しあげましたように、丁寧な説明をしていきたいと思っております。漏れがないようにしっかり調査していきたいと思えます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

以上で通告による質疑は終わりました。

関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

なければ、質疑なしと認めます。

次に、歳出10款2項1目、学校管理費に対する質疑を行います。9番上津原博議員。

○9番（上津原 博君）

今回、備品購入費の分でお聞きしたいと思います。

23ページの備品購入費で、補正予算資料の11ページの小学校の分ですね、この分で管理用備品購入費でサーモグラフィカメラ及び緊急連絡用携帯電話を各学校に配備するというふう

に予算が組まれております。今回、この予算についても、一般財源ではなく地方創生臨時交付金の活用ということで、本当に教育予算が厳しい状況の中でこういった予算が使われるかということで吟味していただきながら学校の環境整備についてやっていただいているというふうに思います。

今回、サーモグラフィカメラを購入とありますが、現状は各小・中学校、簡易的な体温計を配置されているというふうに思います。原則として、児童・生徒の体温管理については、基本的には学校登校前に家庭で体温を測っていただき、健康手帳、あるいは体温シート等あるというふうに思います。それに記入して学校に持ってくる。ただ、学校に着いて忘れた児童・生徒については学校のほうで体温を測定するというようなことが今行われているというふうに思います。

今回、サーモグラフィカメラを購入ということでいけば、そういった保護者の早朝——朝からの負担、あるいは学校現場の負担等につながっていくのかというふうに思います。

今回これを導入するに従って、その体温の管理も児童・生徒に任せっきりにするのか、それとも、きっちりと先生がするのか、ちょっとそこら辺を検討されたのかということと、あと、非接触型もまだ配備されていると思いますが、その今後の活用ですね。備品としてそのまま学校で使用するのか、それとも、ほかに使用の仕方があるのかということをお伺いしたいと思います。

それと、緊急連絡用携帯電話、これの、こういったときにするのか、災害時だけにするのか、それとも、日常的にこれを活用しながら何かをするのか、そこら辺の精査をした予算になっているのかをお尋ねしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

藤吉教育部長。

○教育部長（藤吉裕治君）

私のほうからお答えしたいと思います。

まず、今、議員おっしゃったように、コロナ感染防止対策のために、学校では、全ての児童・生徒に対しまして登校前の検温等を実施し、健康観察を実施しているところでございます。

しかしながら、これも議員おっしゃったように、朝の検温ができていない御家庭の事情もあるかと思います。それか、忘れてきたりする子供たちが一定数いるのも事実でございます。

そこで、先生方が昇降口に立って、この非接触型、今使っているやつですけれども、この検温器をもって検温されているといった現状でございます。どうしても先生方の負担が大きくなっていることは否めないというふうに思っております。

また、もしも発熱の疑いがある子供たちがいた場合、別室での個別対応を行う必要もあるため、朝の慌ただしい状況の中で先生方も大変苦慮をされているところでございます。

今回、昇降口にこのサーモグラフィカメラを設置することで、子供たちが自分ですぐに検温することができて、プライバシーを守りながら感染対策を有効に実施できる、あわせて、先生方の負担軽減にもつながっていくのかなというふうに考えているところでございます。

なお、今回のカメラの導入は各学校に1台ずつということで予定しているため、これまで同様に今使っている非接触型のハンディーの検温器も並行して活用をしていくという予定でございます。

それから、2問目の緊急連絡用の携帯電話の活用について、詳細をお答えしたいと思います。

学校が閉校している夜間、あるいは休日、学校への緊急連絡の方法としては、現在、本庁の宿直室にある代表電話を御案内しているところでございます。

今回多かったですけれども、例えば、児童・生徒にコロナウイルスの感染が疑われる、このような事案が発生した際に、事例によっては学校を臨時休校にしたり、集団での感染検査を実施したりする事態が考えられるところでございます。

コロナ対策におきましては、いかに児童・生徒の情報をいち早くつかんで学校の安全対策を講じるかが重要な鍵となってまいります。そのため、各学校の校長やその他の管理職に緊急連絡用の携帯電話を配置することによりまして、保護者等から緊急な連絡があった場合に早急に確実に学校と連携を図り、情報共有して適切な対応を取ることができるというふうに考えております。

また、御指摘にもありましたように、災害発生のおそれがある場合においても、様々な対応がスピーディーに行えるものというふうに思っております。

この整備によりまして、具体的には、教育委員会からの緊急連絡の受信であったり、保護者への電話連絡、あるいは一斉メールの発信などが考えられますけれども、夜間や休日等に校長先生などが学校に出向かなくてもこれが可能になるということでございまして、学校の危機管理体制の強化が期待できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

9番上津原博議員。

○9番（上津原 博君）

カメラについては、そういった分でなるべく保護者、あるいは学校の先生たちの軽減につながるような措置をお願いしたいというふうに思います。

ただ、緊急連絡用携帯電話という分についてちょっと懸念する分は、学校の先生たちの業務の負担がちょっと増すんじゃないかなというような懸念もありますので、これの持っていた分については、教育委員会、あるいは校長会等を含めてきっちりと理解をしていただいて、必要性をきっちりと訴えていただいて、やはり子供たちの安心・安全が第一という部分を含めて取組をしていただきたいというふうに思います。

それとあと、これも緊急電話の部分でいろんな部分が、そういった分があると思いますが、今現在、保護者のほうにも連絡手段としてメール配信等もあっていると思いますが、それはもうこれも含めて併用して、それも利活用してやっていくということでもいいんですかね。

○議長（荒巻隆伸君）

藤吉教育部長。

○教育部長（藤吉裕治君）

まず1点目です。

先生方の働き方改革につきましては、おっしゃるとおり、負担にならないような形をぜひ御理解をいただきながらやっていくということと、それから、一斉メール配信については、通常どおりやって、携帯電話からも配信ができるということでございますので、併せてやっていくということでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で通告による質疑は終わりました。

関連質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

ないようですので、質疑なしと認めます。

次に、歳出10款4項1目、社会教育総務費に対する質疑を行います。9番上津原博議員。

○9番（上津原 博君）

この件について、3月議会でも補正予算が組まれていたというふうに思います。そのときに今の社会教育施設については配置をして、あと、各地区の公民館についてはもう非接触型の体温計で対応しているということと、あと、隣に建設中の総合市民センターについては、建った後再度、補正予算を組ませていただきたいというような回答があったというふうに私は記憶をしております。しかし、今回改めて2台を購入するということになっておりますが、その利活用をどのように検討して2台購入に至ったかをお願いしたいというふうに思います。

○議長（荒巻隆伸君）

藤吉教育部長。

○教育部長（藤吉裕治君）

今、議員がおっしゃったとおり、前回の3月補正でサーモグラフィカメラを、まいピア高田、山川市民センター、あとB&G海洋センター等に配置をしているところでございます。

しかしながら、先ほどのお答えと同様に、どうしても非接触型の体温計も併用して行っている部分がございます。

今回また2台追加ということでお願いした理由につきましては、今後、コロナがある程度収束をして人出も増えてくる、施設内にたくさんの方がまた帰ってこられるというふうなところを考えていきますと、同一施設の中でも複数のイベントが開催をされたり、あるいはたくさんの方が訪れられて、その際、混雑を防ぐために複数台配置をするなど、さらなる感染防止の対策を取っていきたいということが1つ。

もう一つは、常設として今1台置いておりますけれども、例えば、別のイベント、違うところで行う際には移動型の、移動式ということで使っていくということも考えられるかなというふうに、移動式で利用するなどの活用も考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

9番上津原博議員。

○9番（上津原 博君）

今の説明でいけば、私もなぜかなというふうにちょっと思った部分は、やはり大きなイベント等があったときに、やはりそれでも必要な、ただ、それも含めて利用するときに、備品といえますか、余分に持つとって、それも利活用していくというようなことだったのかなというふうにちょっと思いました。

今回、教育部だけではなくていろんなところにも、非接触型といえますか、サーモグラフィのカメラ付きの体温計ということでもありますけれども、これがちょっと懸念する分については、今後、終息したときに、それが本当にまたどうなるかなというともちょっと懸念する部分もありますのと、先ほども言いましたけれども、非接触型の体温計、これのそういった利活用を含めて、もう本当に厳しい財政があるということを念頭に置いていただいて、無駄を省く――必要な分は絶対必要なんです。ただ、そこら辺をきっちりと念頭に置いていただき、市民に対してより安心・安全、さらに、児童の健康も守る、生徒の健康も守る、そういった視点をぜひともやっていただき、そういった環境整備につなげていっていただきたいというふうに思いますので、今回の分については理解しましたので、ありがとうございました。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で通告による質疑を終わりました。

関連ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

なければ質疑なしと認めます。

次に進めてまいります。

次に、歳出10款5項1目、保健体育総務費に対する質疑を行います。5番吉原政宏議員。

○5番（吉原政宏君）

26ページ、10款5項1目、保健体育総務費、柳川・みやまオリパラ事前キャンプ連絡協議会負担金の感染防止対策費用としての22,155千円、県の100%補助であります。この具体的な内容をお伺いします。

また、報道でもありますが、共同で行っておりました柳川市、これは卓球、ボクシング、築上町はレスリング、こちらが中止にという報道もあります。みやま市は競泳、みやこ町は

陸上ということで受け入れるということで報道がっておりますが、現在の相手国、オセアニア地区との交渉状況や事前キャンプの計画内容もお伺いします。

○議長（荒巻隆伸君）

藤吉教育部長。

○教育部長（藤吉裕治君）

今回補正予算をお願いしております事前キャンプにおける感染防止費用につきましては、オセアニア諸国の水泳選手団が約3週間滞在するものと想定して予算の計上をいたしております。

JOC（日本オリンピック委員会）が示しております事前キャンプ受入れに関するガイドラインに基づく感染対策費用でございまして、大きく分けて3つの内容がございます。

1つ目が、移動、交通に係る感染予防費でございます。

選手等の移動の際の車両借り上げ代、飛行機で移動する際に選手と一般乗客の間隔を確保するための空席確保費用などが主なものでございまして、9,950千円を予定いたしております。

2つ目に、宿泊等に係る感染予防費でございます。

選手団と一般客との接触を避けるために、選手団の宿泊する階の全ての空室を確保する費用として、6,781千円を予定いたしております。

3つ目に、選手団の感染検査などに要する費用でございます。

選手団におきましては、滞在期間中には毎日PCR検査を行うこととなっておりますので、その検査に要する費用として5,424千円を予定いたしております。

また、事前キャンプの相手国の状況でございますけれども、現時点では、オセアニア地域の国より県を通じ、事前キャンプを行いたいとの問合せはありますが、現段階におきましては最終調整中ございまして、参加国や人数が確定しましたら速やかに県のほうから公表される予定となっておりますのでございます。

7月から約3週間の受入れを想定しておりまして、練習会場は県営の筑後広域公園の屋外プールを予定しております。

先ほど申し上げましたように、選手団と一般市民との接触はできませんので、以前行ったような児童との事前交流は今回は困難であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏議員。

○5番（吉原政宏君）

詳しく分かりました。相手国からいつから何人ぐらいというのがまだ分からないということだと思います。

その中で1つ気になるのは、今、緊急事態宣言下でありまして、県営プールが使えないということですね。高齢者の方々というか、プール利用されている方々が大変困っておられるという状況もありまして、こういった公共施設の利用制限解除が行われた場合、先ほど動線の確保、切り離してということでありましたが、屋外プールと、あと県営プールには屋内プールもありまして、屋内プールを利用する方々への影響というのはいかになるのでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

私のほうよりお答えいたします。

確かに一般の方もいらっしゃると思います。選手団につきましては、あくまでも屋外のプールを専用使用ということで話をしております。更衣室につきましても、一般の方とは別に、通常は会議室を、そのときは選手団の更衣室に今専用として変えまして、一般の方とは接触しないように計画をしております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏議員。

○5番（吉原政宏君）

一般の方々にも影響がないような形でぜひ進めていただきたいと思います。ほかの全国の自治体でもやっぱり受入れの中止が相次いでおります。その中でみやま市が受け入れるということは、やはりマスコミとかの注目を集めるといいますので、万全の体制を配置して受入れを行っていただきたいと思います。

それに対しての市長の思いと、もう一点、先ほど今回子供たちとの交流ができないということで話があったと思いますが、小・中学校には全部タブレット、ノートPCも配備されておりますので、直接の触れ合う交流は当然できないかと思いますが、オンラインでの交

流とか今後考えられるのではないかなと思いますので、その2点について最後お聞きいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

まず、今回確かに事前交流というのは厳しいというふうに思っています。ただ、先ほど言いましたように、屋外のプールで練習をいたします。前回キャンプに来た際も少なかつたんですが、一般の方にもぜひ見学していただきたいということで周知をしてみました。

今回につきましては、小・中学校のみに限って見学だけはできないかということで今検討をしております。実際希望する学校が出てきましたならば、もちろん選手とも近づかない、あくまでもスタンドでの見学という形で、ちょっとそういうのだけはやっていきたいと思っています。

それから、先ほど議員おっしゃっていたように、現在、小・中学校にはタブレットを1台ずつ配付されています。

今年度はなかなか厳しいかと思えますけれども、今後は先ほどおっしゃってあったように、リモートでの交流とか、幸いにもオセアニア諸国は英語圏でございますので、そういうこともぜひ検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですかね。（「全国から注目されるので、万全の体制を配置して」と呼ぶ者あり）答弁がですね。全国から注目を集めているので、それに対するというお話なんですが。じゃ、待鳥教育長お願いします。

○教育長（待鳥博人君）

全国から注目を浴びるようなみやま市にぜひしていきたいというふうに思っております。それにはオセアニア諸国の思いや願いもあると。さらには、みやま市民の思いや願いもあるし、子供たちもそうだろうというふうに思っております。ぜひ選手団が事前キャンプに来られたら、しっかりおもてなしをして、みやま市を全国的に広めていきたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

以上で通告による質疑は終わりました。

関連質疑ございますか。12番中尾眞智子議員。

○12番（中尾眞智子君）

すみません、関連でお願いします。

今回事前キャンプに3週間の滞在を予定されて、いろんな感染予防も計画されているようでありますけれども、この事前キャンプにおいでになった方たちの対応をされる方、対応者、多分、市の職員でされるのか、その方たちの早期ワクチン接種についてはどういうふうを考えてあるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

中尾眞智子議員、関連質疑は1問なんですけど、それでよろしいですか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）はい。山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

先ほど選手団の検査費用について御説明いたしました。

同様に、今までのキャンプにつきましては、職員が大体付き添って、当然、通訳とは別に雇ったりして対応しておりました。今回は感染対策もございますので、専門の旅行業者のほうに1名、通訳も兼ねて、そういう方を配置する予定にしております。その方も毎日PCR検査を受けるようには考えております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。10番瀬口健議員。

○10番（瀬口 健君）

まず、このオリパラの事前キャンプ、これに際して全国の傾向を見ますと、受入れ側のほうからコロナの関係でお断りをしておるといのが多々あると思うんですが、みやま市においてはこれを受け入れないというような発言は、協議会というか何かそういう場では出なかったのか。もうやるよという前提の下で進んでおるように私は思うんですが、そういう意見がまず出なかったのかということですね。本当、受入れ側からお断りをするということは相当な勇気が要ることでしょうけれども、もう御存じだろうと思うんですが、そういうふうな断られた自治体というのは数多くあるわけですね。そういう協議が、御意見があったのか

どうか、それをまずお聞きしたいということでございます。

それと、先ほどの説明の中で、選手の移動時、他の乗客の方との間隔を取るということなんですが、同じ移動手段の中で、例えば、バスならバス、普通の一般の方の乗客がある中に選手団を乗せるということに関して理解を私したんですけど、そのとおりかどうかということなんです。ほかに考え方はなかったのかということなんです。

今思いついたのはそれぐらいですが、まず私がずっと思いよったのは、何でこっちのほうは事前キャンプをお断りするというような発想が出てこないのかというのを不思議に思っていたんですけど、そういうふうな今出した2点についてお聞きをいたします。詳しく言ってください、1問ですから。

○議長（荒巻隆伸君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

まず、自治体のほうから全国的にはキャンプの受入れについてお断りをしている自治体があるというのは承知をしております。ただ今回、みやま市、それから柳川市、みやこ町、築上町、それから、県を含めて今協定を結んでおります。その中にはちょっと受入れは難しい、自治体から拒否をする、受入れの中止を申し入れるというふうな話はあっておりません。

こちら側にも、例えば、今のところ7月からを想定しておりますけど、もう少し早めにキャンプができないかというふうな、そういうふうな御相談はありましたけれども、あくまでもちょっと期間を限定してとか、そういうふうなこちら側の意向は伝えたことがありますけど、キャンプ受入れ自体について中止、御遠慮いただきたいというふうな議論は全然あっておりません。

それと、先ほど移動の件ですけれども、バスについては貸切りバスを1台チャーターするようにしております。

それから、飛行機の空席につきましても、選手1人が座ったら前後1席ずつ空けるようにというふうになっております。その費用でございます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

今、移動手段の話ですよ。じゃ、藤吉教育部長。

○教育部長（藤吉裕治君）

私が申し上げたのは、飛行機で移動して、そして、バスで移動してくるということもあるので、移動手段が幾つかあります。それを説明したということです。空港から全ての移動手段について申し上げたところです。（「貸切りバスで言いよんなはっでしょう。あんたが言いよったのは、乗客の一般乗客との間隔を取るという発言をしたやなかですか」と呼ぶ者あり）それは飛行機のお話です。

○議長（荒巻隆伸君）

今、瀬口議員がお尋ねになっておるのは移動手段のことなんだけど、答弁する側が、飛行機からの移動手段と、片や貸切りバスの移動手段ということで違うんじゃないかということなので、そこを、飛行機からの移動手段、それから、貸切りバスでの移動手段、移動手段全てについての考え方を教えてもらいたいということなんだろうと思います。（発言する者あり）はい。遠いところじゃなくて、キャンプが始まったときの移動ということですかね。プールから宿泊までの移動とか、そういうことですかね。（発言する者あり）

じゃ、ちょっと追加の答弁をお願いします。山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

選手、ホテルから練習会場までとかの移動については貸切りバスをチャーターしまして選手団だけで移動するというふうにしております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

ほかに関連ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

なければ、これで質疑を終わります。

議案第31号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、次の本会議は6月16日となっておりますので、御承知おき願います。

午後0時02分 散会